

穴水ウィンドアンサンブル 規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 団体の名称を穴水ウィンドアンサンブル（以下、「本団体」という。）とし、本団体に係る規約（以下、「規約」という。）を定める。

2 第12条に基づく総会に諮り、3分の2以上の多数で議決したときは、本団体の名称を改変することができる。

(目的)

第2条 本団体は音楽を楽しむための集まりであり、継続的な練習をもとに、個人の演奏技術および音楽的意識を向上させるとともに団員間の親睦を深め、聴衆とともに楽しめる音楽を追求することを目的とする。

(活動)

第3条 本団体は、前条の目的達成のために次の活動を行う。

- 一 本団体の演奏技術向上に関する活動。（定期的な練習、基礎練習の恒常化等）
- 二 演奏を披露するための活動。（定期演奏会、訪問演奏等）
- 三 団員の親睦、融和に関する活動。
- 四 その他、本団体の目的達成に必要な活動。

(団員の定義)

第4条 団員は以下の条件を満たす者とする。

- 一 社会人又は大学生など、自らの行動に責任を持てる者。
（高校生以下の入団希望者については、常任役員会でその都度協議する。）
- 二 本団体の趣旨に賛同する者。

2 学生が入団した場合は、第5条の7に規定する団友として取り扱うものとする。但し、第6条第6項に規定する団費を納入した場合は、団員とみなすことができる。

(諸届)

第5条 団員等は以下の届出を遅滞無く行うものとする。

- 一 入団届（入団の際、別紙様式1に必要事項を記入し、提出する。）
- 二 休団届（6ヶ月以上本団体の活動に参加できない場合、別紙様式2に必要事項を記入し、提出する。）
- 三 退団届（退団の際、別紙様式3に必要事項を記入し、提出する。）
- 四 団友登録届（団友登録の際、別紙様式3の2に必要事項を記入し、提出する。）
- 五 団名義使用許諾書（本団体名義で他団体から楽器等を借用する際、別紙様式第3の3に必要事項を記入し、提出する。）

2 前項に係る届出があったときは、速やかに役員内において供覧に付し、直近の役員会において報告しなければならない。

(団員の資格得喪)

第5条の2 第4条に該当する者が入団届を団長に提出し、受理された時点で団員の資格を得る。

2 団員が退団届を団長に提出し、受理された時点で団員の資格を喪失する。

- 3 団員が休団届を団長に提出し、受理された場合、定められた期間において当該団員の活動休止を認める。この場合、団員の資格は喪失せず、団長への口頭による連絡によって活動を再開することができる。

(団員への処分等)

第5条の3 以下に該当する者は役員会による合議に基づき、団長が退団勧告を行うことができる。

- 一 第5条に規定する届出が6ヶ月以上遅滞していることが明らかな者。
 - 二 団費の滞納が6ヶ月以上続く者。
 - 三 特定の団員に対して迷惑行為を継続的に行った者。
 - 四 その他、本団体の活動を継続し難い者であると団長が認めた者。
- 2 以下に該当する者は団長の専決により退団処分することができる。この場合は、臨時役員会にて事後報告の上、団員に公表するものとする。
- 一 前項に規定する勧告を受けて、なお改善が見られないと団長が認めた者。
 - 二 犯罪行為を行った者。
 - 三 団員間の融和を著しく損なう行為(暴力行為の実行または継続的な暴力的発言)を行った者。
 - 四 その他本団体の運営を困難にし、その信用および名誉を著しく失墜させる行為を行った者。
- 3 退団の処分を受けたことがある団員の再入団については、役員会および総会の議決を得、かつ団長が認めた場合に限り、できるものとする。

(活動不参加の団員に対する意思確認)

第5条の4 3ヶ月以上活動不参加の団員に関しては、常任役員がその活動継続の意思確認をし、諸届を遅滞無く行うよう努める。

- 2 団長は、著しく活動参加率の低い団員に対し、本団体が主催して行う演奏会への出演を差し止めることができる。

(届出書式主義)

第5条の5 第5条の2第3項に規定する活動再開の場合を除き、口頭で述べたのみの届出は認められない。

- 2 団員の資格喪失に関する届出遅延又は届出漏れであることが明らかな場合は、常任役員会の議決を経て、団員資格を喪失し、団員名簿から抹消することができる。

(他団体へのエキストラ出演)

第5条の6 団員が他吹奏楽団、及び各種団体へエキストラとなって出演する場合は、出演者本人が団長または副団長に申し出るものとする。

- 2 前項の申し出が無い場合の活動における事故等について、本団体は一切責任を負わない。また、その活動に際し、本団体の名称を用いてはいけない。

(団友に関する規定)

第5条の7 団友とは基本的に遠隔地、又は止むを得ぬ家庭の事情により恒常的な活動、練習への参加が不可能であるが本団体の趣旨に賛同し、活動を行う事を団長に届け出て、常任役員会で審議・決定の上、団友名簿に登録された者をいう。

- 2 団友は、団費免除の処遇を取る。但し、参加する演奏会によっては別に定める経費負

担をするものとする。

- 3 団友は、本団体の会議、運営に一切の発言権をもつことができず、議決事項に従うものとする。

(団友の資格喪失)

第5条の8 以下に該当する団友は、常任役員会の議決を経て、その資格を喪失し、団友名簿から抹消することができる。

- 一 前条第2項および第3項に規定された事項を遵守できない団友。
- 二 1年以上、本団体が関連する諸行事に参加せず、活動の継続が不可能と団長が認めた団友。

(団費等)

第6条 本団体の団費は、月額1,000円とする。

- 2 団員は、入団した月の翌月から団費として前項に規定する金額を納入しなければならない。但し、本団体の活動に係る支出ができない等特に必要がある場合は、役員会の決定により臨時に団費を徴収することができるものとする。なお、一旦納入された団費は、いかなる理由があろうとも返還しない。また、個人への貸し出しを行ってはならない。
- 3 休団または退団する団員は、届出の属する月までの団費をすべて納入しなければならない。
- 4 休団している団員が活動を再開した場合、当月から団費を納入しなければならない。但し、休団の届出と活動の再開が同一月に属する場合、この限りではない。
- 5 本団体の団員に同一世帯の者が2名以上属している場合、第1項の規定に関わらず、2人目以降の団費を2分の1まで軽減することができる。
- 6 学生の団費は、第1項の規定に関わらず、2分の1まで軽減することができる。

(謝礼金について)

第6条の2 出張演奏等による謝礼金等は、全て本団体に帰属するものとする。

(所在地)

第7条 本団体の事務局は、団長の住所に置く。

(会計年度)

第7条の2 本団体の会計年度は、2月1日から翌年1月31日までとする。

(常任役員)

第8条 本団体には次の常任役員を置く。

- 一 団長 本団体を代表し、その活動を総括する。(1名)
 - 二 副団長 団長の補佐、事務的手続きを行うものとする。(2名)
 - 三 会計 本団体の資産、支出入に関わる資金の運営を行う。(1名)
- 2 団長または副団長が会計を兼務することはできない。

(班および構成役員)

第8条の2 本団体には次の班を置く。各班の班長を構成役員とする。

- 一 楽譜班 本団体で使用する楽譜の保管、管理をする。(若干名…班長1名)
- 二 備品班 本団体の備品管理をする。(若干名…班長1名)

三 総務班 各種レクリエーションの統括、演奏会時の楽器運搬等、広報など様々な実務を担当。(若干名…班長1名)

2 前項に規定する班の班長および班員につき、常任役員が兼務することは、これを妨げない。また、前項に規定する班のほかに、常任役員会の議決により、臨時に班を置くことができる。

(役員外特別職)

第8条の3 本団体には次の役員外特別職を置くことができる。

- 一 監査 会計の監査を行う。必要に応じて外部に委託することができる。
- 二 顧問 団長以下、役員の相談に応じ、意見を述べる。
- 三 常任指揮者 本団体の演奏会の選曲、音楽性の方向性を指導する。

(役員の任期と選出方法)

第9条 常任役員および構成役員を本団体の役員とする。役員の任期および選出方法は、以下のように定める。

- 一 団長および会計は総会による全員協議により選任される。
- 二 副団長は、団長の指名によるものとする。
- 三 班長はその班の合議により選出される。選出困難な場合は、団長が指名できる。
- 四 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。また、役員改変があった場合は後任の役員が前役員の残任期間を任期とするものとする。
- 五 副団長の改変は、団長が必要とした際に行うことができる。
- 六 構成役員の改変は、団長と各班長が合議した上で行うことができる。
- 七 会計を除く役員に欠員が生じた場合、団長は速やかに後任を選任する。
- 八 会計に欠員が生じた場合、団長は直ちに職務代理者を指名し、臨時的に会計業務を行わせることができる。

(役員の総辞職)

第9条の2 以下に該当する場合、役員は総辞職し、直ちに団長または副団長が第12条第2項に規定する臨時総会を招集した上で役員を選出し直さなければならない。

- 一 団長が第5条の3第2項第2号から第4号に規定する退団処分事由に該当した場合。
- 二 団員の過半数の署名により役員不信任案が提出された場合。
- 三 その他、現役員で役員の活動を継続することが困難であると団長が認めた場合。

(楽器等)

第10条 主として個人使用に限定される楽器及び消耗品は、個人購入・個人所有を原則とする。

2 止むを得ない事情で個人所有が出来ない場合は、本団体名義で楽器を他団体より借用することができる。なお、借入を希望する者は、別紙様式3の3により団長に届出を行わなければならない。

3 他団体より借用した楽器につき、紛失または破損等により、弁償が必要となった場合またはそれに準じた事態が起きた場合、責任は全て使用者にあるものとし、本団体は一切の責任を負わないものとする。

(楽器等の購入)

第10条の2 個人所有に限定されない楽器については、各パートより諮問を受けて、常任役員会で決議の上、団費にて購入することができる。なお、この場合楽器の所有権は、本団体にあるものとする。

(備品管理)

第11条 備品班は、本団体の備品目録を作成し、これを管理するものとする。

2 破損等により不足物品が出た場合は常任役員に諮り購入できるものとする。

(慶弔費等の支出)

第11条の2 本団体の団員等に係る慶弔費の支出については、別に定める。

(競技演奏出演に係る助成)

第11条の3 本団体の団員等が競技演奏に出演する場合、団費より参加費の一部を助成することができる。

2 前項に係る助成金の支出については、別に定める。

第2章 会 議

(本団体の会議)

第12条 本団体の会議は総会および常任役員会とし、いずれも団長がその会議に必要とする人員を招集するものとする。

2 総会は、毎年1回の定期総会のほか、必要に応じて臨時総会を招集することができる。

3 常任役員会は、団長が必要と認めたときに招集する。

(総会)

第13条 総会では次の事項を決定する。

- 一 規約の制定および改廃
- 二 予算及び事業計画
- 三 活動報告、資産報告および決算の承認
- 四 その他特に重要な事項

(常任役員会)

第14条 常任役員会では次の事項を決定する。

- 一 要綱等の制定および改廃
 - 二 本団体の運営に係る団長への意見および団長の諮問に対する答申
 - 三 入団、休団、退団および団友登録に関する事項
 - 四 定期演奏会の運営に関する事項
 - 五 その他必要と認めた事項
- 2 緊急を要する場合、常任役員会が総会の決定事項を代行することができる。
- 3 常任役員会が必要と認めた場合は、団員を会議に参加させて、説明を求めることができる。

(その他の会議)

第15条 団員が発案し、団長が承認する形で必要に応じて会議を開くことができる。

2 会議自体は決定権を持たない。その結果は、意見又は要望として団長へ提出する。

3 団員間の個人的事由による会議の開催は認めない。

(会議の成立と議案の決定)

第16条 該当参加者（総会においては団員、役員会においては役員）の過半数（別紙様式4による委任状含む）の参加をもって会議の成立とする。但し、有効出席数の過半数が団長委任である場合、会議は成立しない。

2 議案の決定には、委任を含めて出席者の過半数の同意を必要とする。但し、第1条第2項及び次条に規定する案件については、この限りではない。

3 本団体の会議は、これを公開しない。但し、出席者の過半数の同意により公開する旨議決した場合は、この限りではない。

第3章 解 散

(本団体の解散)

第16条の2 第12条に基づく総会において、団長又は役員より解散の提案があり、団員全員が同意した場合、本団体の解散手続を行うものとする。

2 本決議が可決された場合、構成役員は直ちに辞任するものとする。

3 清算業務の総括は団長がこれを行うものとする。

4 備品の整理、団費の清算等につき、団長は直ちに総会に諮るものとする。

5 残務の整理が終わった時点で常任役員は総辞職し、本団体は解散する。

6 解散時又はそれ以前に所属していた団員は、解散後において本団体の名称を用いて、いかなる活動も行ってはならない。

7 前項に反する活動が行われた場合において、解散時又はそれ以前に所属していた団員は、その責任を負わないものとする。但し、当該活動の主体が解散時又はそれ以前に所属していた団員である場合、その者は一切の責任を負わなければならない。

第4章 雑 則

(疑義の決定)

第17条 この規約に定めのないことについては、常任役員会にて協議し、必要に応じて総会で議決するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は平成14年9月22日から適用する。

(既に本団体に入団している者への特例措置)

第2条 本規約が総会にて提案された時点において、既に本団体の名のもとに活動していた者については、本規約が承認されて同意書に記名捺印した時点で入団の届出があったものとみなす。

附 則

(改正施行期日)

この規約は平成16年2月7日から施行する。

附 則

(改正施行期日)

この規約は平成16年12月4日から施行する。

附 則
(改正施行期日)
この規約は平成 19 年 1 月 13 日から施行する。

附 則
(改正施行期日)
この規約は平成 21 年 2 月 14 日から施行する。

附 則
(改正施行期日)
この規約は平成 23 年 3 月 5 日から施行する。